

鹿島田町内会規約 (2025年4月改訂版)

(名称、組織)

第1条 本会は、鹿島田町内会と称し町内会区域内に居住する者及び事業所等を有するものを以って組織する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力により、生活条件の向上と美しい町づくりをする事を目的とする。

(事業、専門部)

第4条 前条の目的を達成する為に、次の事業専門部を置く。

1. 防犯の為に必要な事業部 (防犯部)
2. 防災の為に必要な事業部 (防災部)
3. 衛生の為に必要な事業部 (衛生部)
4. 交通の為に必要な事業部 (交通部)
5. 文化体育の為に必要な事業部 (文体部)
6. 環境の為に必要な事業部 (環境部)
7. 厚生の為に必要な事業部 (厚生部)
8. 青少年の為に必要な事業部 (青少年部)
9. 祭祀の為に必要な事業部 (祭祀部)
10. 広報の為に必要な事業部 (広報部)
11. その他、本会の目的達成の為に必要な事業部 (総務部)

(幹事・班長)

第5条 会員概ね一丁目・二丁目・三丁目と区割りをする。

1. 各丁区は、1～4区となり各組を置く。組内に班長をおき、各組に幹事をおく。
2. 幹事は組を代表し、班長は班を代表して本会の運営方針にしたがって各種決定事項の伝達実施等に当たる。
3. 幹事・班長は各組及び各班で選出し任期1年の交代制とする。但し再任は妨げない。

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く

会長	1名	副会長	若干名	総務部長	1名
副総務部長	1名	会計	1名	副会計	1名
専門部長	11名	専門副部長	若干名	会計監査	2名

会長は本会を代表し業務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。

会計は本会の会計事務を行う。副会計は会計を補佐する。

会計監査は会計事務を監査する。

専門部長はそれぞれの専門部を担当して業務を管掌する。専門副部長は専門部長

を補佐する。

(職 員)

第 7 条 本会の運営を円滑に行う為に下記の職員と管理人及び協力部員をおく。

職員 (コピー・配布等) 2 名 管理人 1 名

(役員等の選出)

第 8 条 会長と会計監査は役員選考委員会により選出する。

1. 役員選考委員会は幹事・班長会議より各丁区から 2 名の選考委員を選出、委員の中より選考委員長を決め役員選考委員会を開催する。当該年度の総務部部長及び総務副部長立会いの上で選考委員を除く会員より会長及び会計監査 2 名の選出を行い、選出候補者の受諾後、総会で承認を得る。
2. 選考委員長は、総会において選考委員会決定事項の報告を行う。
3. 副会長、会計、副会計、専門部長、専門部副部長及び相談役、職員、協力部員は会員の中より会長が委嘱する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は原則 2 年とする。但し再任は妨げない。補欠により選出された者の任期は前任者の残存期間とする。

(総会、幹事班長会議)

第 10 条 総会は本会の最高決議であり毎年 1 回会長が招集する。但し、臨時に必要な時は召集する事ができる。幹事班長会議は随時に招集する。総会及び、幹事班長会議は出席者をもって構成する。

(総会決定事項)

第 11 条 次の事項は、総会で決定しなければならない。

1. 予算及び決算
2. 規約の改正
3. 本会の解散
4. 幹事班長会で特に必要と認めたる事項。

(決 議)

第 12 条 全ての会議は出席者の過半数をもって決議し、欠席者は議決権を出席者に委任したるものとみなす。可否同数の時は会長が決定する。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 14 条 会費は口数制とし会員は一口以上応分の拠出をしなければならない。

持ち家世帯者【一人世帯も含む】 (月額 1 口 250 円)

借家、アパート等の世帯者 (月額 1 口 150 円)

借家及び賃貸アパート等の一人世帯者 (月額 1 口 100 円)

(年 度)

第 15 条 本会の年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(附 則)

この改定規約は 2025 年 4 月 27 日より施行。